

第 86 回岩手県環境影響評価技術審査会

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 会長の選出について
(資料No. 1)
- (2) 会長職務代理者の指名について
(資料No. 2)

【配付資料】

No. 1 : 会長の選出について

No. 2 : 会長職務代理者の指名について

第 86 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部准教授	
伊藤 歩	岩手大学理工学部教授	
伊藤 絹子	東北大学大学院農学研究科准教授	新
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授	新
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	新
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師	新
鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員	
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授	新
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授	
三宅 諭	岩手大学農学部准教授	新
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	

※備考 「新」：新任委員

【事務局】

会長の選出について

岩手県環境影響評価条例第 42 条第 1 項に基づき、委員の互選により会長を選出する。

(理由)

委員の現任期開始後、初めて開催する審査会であり、体制を整備するため。

【参考 1】

岩手県環境影響評価条例（平成 10 年 7 月 15 日条例第 42 号） 抜粋

第 9 章 岩手県環境影響評価技術審査会

(設置)

第 39 条 この条例の規定による環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）を置く

(会長)

第 42 条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

2・3 [略]

(会議)

第 43 条 [略]

2 [略]

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

会長職務代理者の指名について

岩手県環境影響評価条例第 42 条第 3 項に基づき、会長があらかじめ会長職務代理者を指名する。

(理由)

委員の現任期開始後、初めて開催する審査会であり、今後に備えて体制を整備するため。

【参考】

岩手県環境影響評価条例（平成 10 年 7 月 15 日条例第 42 号） 抜粋

第 9 章 岩手県環境影響評価技術審査会

(会長)

第 42 条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

2 [略]

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。